平成31年(2019年)分

泉 徴 源 収

この源泉徴収税額表は、平成31年(2019年)分の給与等につい て使用するものです。

なお、この税額表の税額は「平成30年分源泉徴収税額表」の税 額と同じです。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から平成49年(2037年)12月31日までの間に生ずる 所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて 徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付し なければならないこととされています。

この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

\Diamond	給与所得の源泉徴収税額表(月額表)	《1ページ》
\Diamond	給与所得の源泉徴収税額表(日額表)	《8ページ》
\Diamond	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	《15ページ》
\Diamond	源泉徴収のための退職所得控除額の表	《17ページ》
\Diamond	課税退職所得金額の算式の表	《17ページ》
\Diamond	退職所得の源泉徴収税額の速算表	《18ページ》
\Diamond	電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を	
	定める財務省告示(別表第一~別表第三)	《18ページ》
\Diamond	給与所得の源泉徴収税額の求め方	《19ページ》
\Diamond	退職所得の源泉徴収税額の求め方	《23ページ》
$\langle \rangle$	納付書の記載のしかた	《25ページ》

- (注)1 この「源泉徴収税額表」は平成30年8月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基 づいて作成してあります。
 - 2 平成31年分以降の元号の表記につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西 暦を併記しております。

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合
 - 給料や報酬などを支払った月の翌月10日
- 納期の特例の承認を受けている場合(給与など特定の所得に限ります。) 1月から6月までの分…… 7月10日

7月から12月までの分…… **翌年の1月20日**

- ※1 納期限までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署で忘れずに納付してください。
 - 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休 日明けの日が納期限となります。
 - 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないこと があります。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・ 透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を 実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナン バー制度)が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報 については、国税庁ホームページ【www.nta.go.ip】をご覧ください。



給与所得の源泉徴収税額表(平成31年(2019年)分)

(一) **月 額 表**(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一(平成29年3月31日財務省告示第95号改正))_(~166,999円)

							_	—————————————————————————————————————								(~166	,,000.17
ı		O社会保 空除後の			 扶	養	親			等	の		数			-	_
ı	合与等0		0	人	1 人	2 人		3 人	4 人		5 人	6	人	7	人	•	_
以	上	未 満		/		2 /				`		額				 税	
	円	円未満		円 0	円 0	F	9 0	円 0		円 0	円 0	н.	円 0		円 0	そ会に発	門 門 所 門 所 所 の の の の の の の の の の の の の の
	88,000 89,000 90,000 91,000 92,000	89,000 90,000 91,000 92,000 93,000		130 180 230 290 340	0 0 0 0		000000000000000000000000000000000000000	0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		3,200 3,200 3,200 3,200 3,300
	93,000 94,000 95,000 96,000 97,000	94,000 95,000 96,000 97,000 98,000		390 440 490 540 590	0 0 0 0		000000000000000000000000000000000000000	0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		3,300 3,300 3,400 3,400 3,500
	98,000 99,000 101,000 103,000 105,000	99,000 101,000 103,000 105,000 107,000	1	640 720 830 930 ,030	0 0 0 0		000000000000000000000000000000000000000	0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		3,500 3,600 3,600 3,700 3,800
	107,000 109,000 111,000 113,000 115,000	109,000 111,000 113,000 115,000 117,000	1 1 1	,130 ,240 ,340 ,440 ,540	0 0 0 0			0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		3,800 3,900 4,000 4,100 4,100
	117,000 119,000 121,000 123,000 125,000	119,000 121,000 123,000 125,000 127,000	1 1 1	,640 ,750 ,850 ,950 2,050	0 120 220 330 430			0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0 0		4,200 4,300 4,500 4,800 5,100
	127,000 129,000 131,000 133,000 135,000	129,000 131,000 133,000 135,000 137,000	2 2	2,150 2,260 2,360 2,460 2,550	530 630 740 840 930			0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		5,400 5,700 6,000 6,300 6,600
	137,000 139,000 141,000 143,000 145,000	139,000 141,000 143,000 145,000 147,000	2 2 2	2,610 2,680 2,740 2,800 2,860	990 1,050 1,110 1,170 1,240		000000000000000000000000000000000000000	0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		6,800 7,100 7,500 7,800 8,100
	147,000 149,000 151,000 153,000 155,000	149,000 151,000 153,000 155,000 157,000	2 3 3	2,920 2,980 3,050 3,120 3,200	1,300 1,360 1,430 1,500 1,570		000000000000000000000000000000000000000	0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		8,400 8,700 9,000 9,300 9,600
	157,000 159,000 161,000 163,000 165,000	159,000 161,000 163,000 165,000 167,000	3 3 3	3,270 3,340 3,410 3,480 3,550	1,640 1,720 1,790 1,860 1,930	10 17 25 32	0	0 0 0 0		0 0 0 0	0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0 0		9,900 10,200 10,500 10,800 11,100

その月の	の社会保				E	Ħ					
 	空除後の		扶	養	親加	英 等	0	数		乙	
給与等の	の金額	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以上	未 満		税					額		税	額
円 167,000 169,000 171,000 173,000 175,000	円 169,000 171,000 173,000 175,000 177,000	円 3,620 3,700 3,770 3,840 3,910	円 2,000 2,070 2,140 2,220 2,290	円 390 460 530 600 670	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	1 1 1	円 11,400 11,700 12,000 12,400 12,700
177,000 179,000 181,000 183,000 185,000	179,000 181,000 183,000 185,000 187,000	3,980 4,050 4,120 4,200 4,270	2,360 2,430 2,500 2,570 2,640	750 820 890 960 1,030	0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	1 1 1	13,200 13,900 14,600 15,300 16,000
187,000 189,000 191,000 193,000 195,000	189,000 191,000 193,000 195,000 197,000	4,340 4,410 4,480 4,550 4,630	2,720 2,790 2,860 2,930 3,000	1,100 1,170 1,250 1,320 1,390	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	1 1 1	16,700 17,500 18,100 18,800 19,500
197,000 199,000 201,000 203,000 205,000	199,000 201,000 203,000 205,000 207,000	4,700 4,770 4,840 4,910 4,980	3,070 3,140 3,220 3,290 3,360	1,460 1,530 1,600 1,670 1,750	0 0 0 0 130	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	2	20,200 20,900 21,500 22,200 22,700
207,000 209,000 211,000 213,000 215,000	209,000 211,000 213,000 215,000 217,000	5,050 5,130 5,200 5,270 5,340	3,430 3,500 3,570 3,640 3,720	1,820 1,890 1,960 2,030 2,100	200 280 350 420 490	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	2 2 2 2	23,300 23,900 24,400 25,000 25,500
217,000 219,000 221,000 224,000 227,000	219,000 221,000 224,000 227,000 230,000	5,410 5,480 5,560 5,680 5,780	3,790 3,860 3,950 4,060 4,170	2,170 2,250 2,340 2,440 2,550	560 630 710 830 930	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	2 2 2 2	26,100 26,800 27,400 28,400 29,300
230,000 233,000 236,000 239,000 242,000	233,000 236,000 239,000 242,000 245,000	5,890 5,990 6,110 6,210 6,320	4,280 4,380 4,490 4,590 4,710	2,650 2,770 2,870 2,980 3,080	1,040 1,140 1,260 1,360 1,470	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	9	30,300 31,300 32,400 33,400 34,400
245,000 248,000 251,000 254,000 257,000	248,000 251,000 254,000 257,000 260,000	6,420 6,530 6,640 6,750 6,850	4,810 4,920 5,020 5,140 5,240	3,200 3,300 3,410 3,510 3,620	1,570 1,680 1,790 1,900 2,000	0 0 170 290 390	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	9	35,400 36,400 37,500 38,500 39,400
260,000 263,000 266,000 269,000 272,000	263,000 266,000 269,000 272,000 275,000	6,960 7,070 7,180 7,280 7,390	5,350 5,450 5,560 5,670 5,780	3,730 3,840 3,940 4,050 4,160	2,110 2,220 2,330 2,430 2,540	500 600 710 820 930	0 0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	4	10,400 11,500 12,500 13,500 14,500
275,000 278,000 281,000 284,000 287,000	278,000 281,000 284,000 287,000 290,000	7,490 7,610 7,710 7,820 7,920	5,880 5,990 6,100 6,210 6,310	4,270 4,370 4,480 4,580 4,700	2,640 2,760 2,860 2,970 3,070	1,030 1,140 1,250 1,360 1,460	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0 0	4 4	15,500 16,600 17,600 18,600 19,500

(Ξ) (290,000円 \sim 439,999円)

	その月の	D社会保				E	Ħ					
1	険料等担 ※ 5 年 6			扶	養	親	英 等	(i)	数		乙	,
,	給与等の)金額	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以	上	未満	-	税					額		税	額
	円 290,000 293,000 296,000 299,000 302,000	円 293,000 296,000 299,000 302,000 305,000	8,040 8,140 8,250 8,420 8,670	6,420 6,520 6,640 6,740	4,800 4,910 5,010 5,130	3,190 3,290 3,400 3,510	1,570 1,670 1,790 1,890	0 0 160 280	0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	į	円 50,500 51,600 52,300 52,900 53,500
	305,000 308,000 311,000 314,000 317,000	308,000 311,000 314,000 317,000 320,000	8,910 9,160 9,400 9,650 9,890	7,110 7,230 7,350	5,490 5,620 5,740	3,880 4,000 4,120	2,260 2,380 2,500	640 770 890	0 0	0 0 0 0 0	1	54,200 54,800 55,400 56,100 56,800
	320,000 323,000 326,000 329,000 332,000	323,000 326,000 329,000 332,000 335,000	10,140 10,380 10,630 10,870 11,120	7,720 7,840 7,960	6,110 6,230 6,350	4,490 4,610 4,740	2,870 2,990 3,110	1,260 1,380 1,500	0 0	0 0 0 0 0	į į	57,700 58,500 59,300 60,200 61,100
	335,000 338,000 341,000 344,000 347,000	338,000 341,000 344,000 347,000 350,000	11,360 11,610 11,850 12,100 12,340	8,370 8,620 8,860	6,840 6,960	5,110 5,230 5,350	3,480 3,600 3,730	1,870 1,990 2,110	260 380 500	0 0 0 0	(62,000 63,000 64,000 65,000 66,200
	350,000 353,000 356,000 359,000 362,000	353,000 356,000 359,000 362,000 365,000	12,590 12,830 13,080 13,320 13,570	9,840	7,330 7,450 7,580	5,720 5,840 5,960	4,220 4,340	2,480 2,600 2,730	870 990 1,110	0 0 0 0	(67,200 68,200 69,200 70,200 71,300
	365,000 368,000 371,000 374,000 377,000	368,000 371,000 374,000 377,000 380,000	13,810 14,060 14,300 14,550 14,790	10,820 11,070 11,310	7,940 8,070 8,190	6,330 6,450 6,580	4,710 4,830 4,950	3,090 3,220 3,340	1,480 1,600 1,730	0 0 0 100 220	,	72,300 73,200 74,200 75,100 76,100
	380,000 383,000 386,000 389,000 392,000	383,000 386,000 389,000 392,000 395,000	15,040 15,280 15,530 15,770 16,020	12,050 12,290 12,540	8,810 9,060 9,300	6,940 7,070 7,190	5,320 5,440 5,560	3,710 3,830 3,950	2,090 2,220 2,340	350 470 590 710 840		77,000 77,900 78,800 80,600 82,300
	395,000 398,000 401,000 404,000 407,000	398,000 401,000 404,000 407,000 410,000	16,260 16,510 16,750 17,000 17,240	13,270 13,520 13,760	10,040 10,280 10,530	7,560 7,680 7,800	5,930 6,050 6,180	4,320 4,440 4,560	2,710 2,830 2,950	960 1,080 1,200 1,330 1,450		83,900 85,700 87,400 89,000 90,800
	410,000 413,000 416,000 419,000 422,000	413,000 416,000 419,000 422,000 425,000	17,490 17,730 17,980 18,220 18,470	14,500 14,740 14,990	11,260 11,510 11,750	8,170 8,290 8,530	6,540 6,670 6,790	4,930 5,050 5,180	3,320 3,440 3,560	1,570 1,690 1,820 1,940 2,060		92,500 94,100 95,900 97,600 99,200
	425,000 428,000 431,000 434,000 437,000	428,000 431,000 434,000 437,000 440,000	18,710 18,960 19,210 19,450 19,700	15,720 15,970 16,210	12,730 12,980	9,260 9,510 9,750	7,160 7,280 7,400	5,540 5,670 5,790	3,930 4,050 4,180	2,180 2,310 2,430 2,550 2,680	10 10 10	01,000 02,600 04,300 06,100 07,700

(四) (440,000円~589,999円)

その月の	の社会保				E	F				
1	空除後の		扶	養	親が		の	数		乙
給与等6	の金額	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以上	未満		l 税					額		 税 額
円 440,000 443,000 446,000 449,000 452,000	79 443,000 446,000 449,000 452,000 455,000	20,580 21,070 21,560	円 16,700 16,950 17,190 17,440 17,680	13,710 13,960 14,200	10,240 10,490 10,730 10,980	円 7,650 7,770 7,890 8,010 8,140	円 6,030 6,160 6,280 6,400 6,520	4,540 4,670 4,790	円 2,800 2,920 3,040 3,170 3,290	円 109,500 111,200 112,800 114,600 116,300
455,000 458,000 461,000 464,000 467,000	458,000 461,000 464,000 467,000 470,000	23,030 23,520 24,010	17,930 18,170 18,420 18,660 18,910	14,940 15,180 15,430	11,710 11,960 12,200	8,260 8,470 8,720 8,960 9,210	6,650 6,770 6,890 7,010 7,140	5,030 5,160 5,280 5,400 5,520	3,410 3,530 3,660 3,780 3,900	117,900 119,700 121,400 123,000 124,800
470,000 473,000 476,000 479,000 482,000	482,000	25,480 25,970 26,460	19,150 19,400 19,640 20,000 20,490	16,650	12,940 13,180 13,430	9,450 9,700 9,940 10,190 10,430	7,260 7,380 7,500 7,630 7,750	5,650 5,770 5,890 6,010 6,140	4,020 4,150 4,270 4,390 4,510	126,500 128,100 129,900 131,600 133,200
485,000 488,000 491,000 494,000 497,000	488,000 491,000 494,000 497,000 500,000	27,930 28,420 28,910	20,980 21,470 21,960 22,450 22,940	17,880	14,160 14,410 14,650	10,680 10,920 11,170 11,410 11,660	7,870 7,990 8,120 8,240 8,420	6,260 6,380 6,500 6,630 6,750	4,640 4,760 4,880 5,000 5,130	135,000 136,600 138,300 140,100 141,700
500,000 503,000 506,000 509,000 512,000	503,000 506,000 509,000 512,000 515,000	30,380 30,880 31,370	23,430 23,920 24,410 24,900 25,390	18,610 18,860 19,100	15,390 15,630 15,880	11,900 12,150 12,390 12,640 12,890	8,670 8,910 9,160 9,400 9,650	6,870 6,990 7,120 7,240 7,360	5,250 5,370 5,490 5,620 5,740	143,500 145,200 146,800 148,600 150,300
515,000 518,000 521,000 524,000 527,000	518,000 521,000 524,000 527,000 530,000	33,330 33,820	25,880 26,370 26,860 27,350 27,840	19,590 19,900 20,390 20,880 21,370	16,610 16,860 17,100	13,130 13,380 13,620 13,870 14,110	9,890 10,140 10,380 10,630 10,870	7,480 7,610 7,730 7,850 7,970	5,860 5,980 6,110 6,230 6,350	151,900 153,700 155,400 157,000 158,800
530,000 533,000 536,000 539,000 542,000	533,000 536,000 539,000 542,000 545,000	34,800 35,290 35,780 36,270 36,760	28,330 28,820 29,310 29,800 30,290	21,860 22,350 22,840 23,330 23,820	17,840 18,080 18,330	14,360 14,600 14,850 15,090 15,340	11,120 11,360 11,610 11,850 12,100	8,100 8,220 8,380 8,630 8,870	6,470 6,600 6,720 6,840 6,960	160,300 161,900 163,500 165,000 166,600
545,000 548,000 551,000 554,000 557,000	548,000 551,000 554,000 557,000 560,000	37,740 38,280 38,830	30,780 31,270 31,810 32,370 32,920	24,310 24,800 25,340 25,890 26,440	19,060 19,330 19,600	15,580 15,830 16,100 16,380 16,650	12,340 12,590 12,860 13,140 13,420	9,630 9,900	7,090 7,210 7,350 7,480 7,630	168,200 169,800 171,300 173,000 174,500
560,000 563,000 566,000 569,000 572,000	563,000 566,000 569,000 572,000 575,000	40,480 41,030 41.590	33,470 34,020 34,570 35,120 35,670	27,000 27,550 28,100 28,650 29,200	21,080 21,630 22,190	16,930 17,200 17,480 17,760 18,030	13,690 13,970 14,240 14,520 14,790	10,730 11,010 11,280	7,760 7,900 8,040 8,180 8,330	175,900 177,300 178,900 180,300 181,800
575,000 578,000 581,000 584,000 587,000	578,000 581,000 584,000 587,000 590,000	42,690 43,240 43,790 44,340 44,890	36,230 36,780 37,330 37,880 38,430	29,750 30,300 30,850 31,410 31,960	23,840 24,390 24,940	18,310 18,580 18,860 19,130 19,410	15,070 15,350 15,620 15,900 16,170	12,110 12,380 12,660	8,610 8,880 9,160 9,430 9,710	183,300 184,700 186,200 187,700 189,200

(五) (590,000円~739,999円)

その月の	の社会保				E	F					
1	空除後の		扶	養	親 加		の	数			乙
給与等の	り 金額	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以上	未 満	_	税					額		税	額
円 590,000 593,000 596,000 599,000 602,000	596,000 599,000 602,000	円 45,440 46,000 46,550 47,100 47,650	38,980 39,530 40,080 40,640 41,190	32,510 33,060 33,610	26,050 26,600 27,150 27,700	19,680 20,130 20,690 21,240	円 16,450 16,720 17,000 17,280 17,550		10,260 10,540 10,810		円 190,600 192,100 193,600 195,000 196,500
605,000 608,000 611,000 614,000	611,000 614,000 617,000	48,200 48,750 49,300 49,860 50,410	41,740 42,290 42,840 43,390 43,940	35,820 36,370 36,920	29,350 29,910 30,460	23,990	17,830 18,100 18,380 18,650 18,930	14,870 15,140 15,420	11,640 11,920 12,190		198,000 199,400 200,900 202,400 203,900
620,000 623,000 626,000 629,000 632,000	626,000 629,000 632,000	50,960 51,510 52,060 52,610 53,160	44,500 45,050 45,600 46,150 46,700	38,570 39,120 39,680	32,110 32,660 33,210	25,100 25,650 26,200 26,750 27,300	19,210 19,480 19,760 20,280 20,830	15,970 16,240 16,520 16,800 17,070	12,740 13,020 13,290 13,570 13,840		205,300 206,800 208,300 209,700 211,200
635,000 638,000 641,000 644,000	641,000	53,710 54,270 54,820 55,370 55,920	47,250 47,800 48,350 48,910 49,460	41,880 42,430	34,870 35,420 35,970	27,850 28,400 28,960 29,510 30,060	21,380 21,930 22,480 23,030 23,590	17,350 17,620 17,900 18,170 18,450	14,120 14,400 14,670 14,950 15,220		212,700 214,100 215,600 217,000 218,000
650,000 653,000 656,000 659,000 662,000	653,000 656,000 659,000 662,000 665,000	56,470 57,020 57,570 58,130 58,680	50,010 50,560 51,110 51,660 52,210	44,090 44,640 45,190	37,620 38,180 38,730	30,610 31,160 31,710 32,260 32,810	24,140 24,690 25,240 25,790 26,340	18,730 19,000 19,280 19,550 19,880	15,500 15,770 16,050 16,330 16,600		219,000 220,000 221,000 222,100 223,100
665,000 668,000 671,000 674,000	671,000 674,000 677,000	59,230 59,780 60,330 60,880 61,430	52,770 53,320 53,870 54,420 54,970	46,840 47,390 47,950	40,380 40,930 41,480	33,370 33,920 34,470 35,020 35,570	26,890 27,440 28,000 28,550 29,100	20,430 20,980 21,530 22,080 22,640	16,880 17,150 17,430 17,700 17,980		224,100 225,000 226,000 227,100 228,100
680,000 683,000 686,000 689,000 692,000	683,000 686,000 689,000 692,000 695,000	61,980 62,540 63,090 63,640 64,190	55,520 56,070 56,620 57,180 57,730	49,600 50,150 50,700	43,140 43,690 44,240	36,120 36,670 37,230 37,780 38,330	29,650 30,200 30,750 31,300 31,860	23,190 23,740 24,290 24,840 25,390	18,260 18,530 18,810 19,080 19,360		229,100 230,100 231,200 232,700 234,200
695,000 698,000 701,000 704,000 707,000	701,000 704,000	64,740 65,290 65,840 66,400 66,950	58,280 58,830 59,380 59,930 60,480	52,910 53,460	45,890 46,450 47,000	38,880 39,430 39,980 40,530 41,090	32,410 32,960 33,510 34,060 34,610	25,940 26,490 27,050 27,600 28,150	19,630 20,030 20,580 21,130 21,690		235,700 237,300 238,900 240,400 242,000
710,000 713,000 716,000 719,000 722,000	719,000	67,500 68,050 68,600 69,150 69,700	61,040 61,590 62,140 62,690 63,240	55,110 55,660 56,220	48,650 49,200 49,750	41,640 42,190 42,740 43,290 43,840	35,160 35,710 36,270 36,820 37,370	28,700 29,250 29,800 30,350 30,910	22,240 22,790 23,340 23,890 24,440		243,500 245,000 246,600 248,100 249,700
725,000 728,000 731,000 734,000 737,000	731,000 734,000 737,000	70,260 70,810 71,360 71,910 72,460	63,790 64,340 64,890 65,450 66,000	57,870 58,420 58,970	51,410 51,960 52,510	44,390 44,940 45,500 46,050 46,600	37,920 38,470 39,020 39,570 40,130	31,460 32,010 32,560 33,110 33,660	24,990 25,550 26,100 26,650 27,200		251,300 252,800 254,300 255,900 257,400

(740,000円~969,999円)

その月の	 の社会保				E	F					
	空除後の		扶	養	親		の	数			乙
給与等の	の金額	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以上	未 満		税					額		税	額
円 740,000 743,000 746,000 749,000 752,000	743,000 746,000 749,000 752,000	円 73,010 73,560 74,110 74,670 75,220	円 66,550 67,100 67,650 68,200 68,750	円 60,080 60,630 61,180 61,730 62,280	53,610 54,160 54,720 55,270	円 47,150 47,700 48,250 48,800 49,360	40,680 41,230 41.780	34,770 35,320 35,870	円 27,750 28,300 28,850 29,400 29,960		円 259,000 260,600 262,100 263,600 265,200
755,000 758,000 761,000 764,000 767,000	761,000 764,000 767,000	75,770 76,320 76,870 77,420 77,970	69,310 69,860 70,410 70,960 71,510	62,830 63,380 63,940 64,490 65,040	56,920 57,470 58,020	49,910 50,460 51,010 51,560 52,110	43,430 43,980 44,540 45,090 45,640	37,520	30,510 31,060 31,610 32,160 32,710		266,700 268,200 269,900 271,400 272,900
770,000 773,000 776,000 779,000 782,000	776,000 779,000 782,000	78,530 79,080 79,630 80,180 80,730	72,060 72,610 73,160 73,720 74,270	65,590 66,140 66,690 67,240 67,790	59,680 60,230 60,780	52,660 53,210 53,770 54,320 54,870	46.740	39,730 40,280 40,830 41,380 41,930	33,260 33,820 34,370 34,920 35,470		274,400 276,000 277,500 279,000 280,700
785,000 788,000 791,000 794,000 797,000	791,000 794,000 797,000	81,280 81,830 82,460 83,100 83,730	74,820 75,370 75,920 76,470 77,020	68,350 68,900 69,450 70,000 70,550	62,430 62,990 63,540	55,420 55,970 56,520 57,070 57,630	48,950 49,500 50,050 50,600 51,150	42,480 43,040 43,590 44,140 44,690	36,020 36,570 37,120 37,670 38,230		282,200 283,700 285,300 286,800 288,300
800,000 803,000 806,000 809,000 812,000	806,000 809,000 812,000	84,370 85,000 85,630 86,260 86,900	77,580 78,130 78,680 79,230 79,780	71,100 71,650 72,210 72,760 73,310	65,190 65,740 66,290	58,180 58,730 59,280 59,830 60,380	51,700 52,250 52,810 53,360 53,910	45,240 45,790 46,340 46,890 47,450	38,780 39,330 39,880 40,430 40,980		290,000 291,500 293,000 294,600 296,100
815,000 818,000 821,000 824,000 827,000	821,000 824,000 827,000	87,530 88,160 88,800 89,440 90,070	80,330 80,880 81,430 82,000 82,630	73,860 74,410 74,960 75,510 76,060	67,950 68,500 69,050	60,930 61,480 62,040 62,590 63,140	54,460 55,010 55,560 56,110 56,670	48,000 48,550 49,100 49,650 50,200	41,530 42,090 42,640 43,190 43,740		297,600 299,200 300,800 302,300 303,800
830,000 833,000 836,000 839,000 842,000	836,000 839,000 842,000	90,710 91,360 92,060 92,770 93,470	83,260 83,930 84,630 85,340 86,040	77,200 77,810 78,420	70,720 71,340 71,950	63,690 64,260 64,870 65,490 66,100	57,220 57,800 58,410 59,020 59,640	52,550	44,290 44,860 45,480 46,090 46,700		305,400 306,900 308,400 310,000 311,600
845,000 848,000 851,000 854,000 857,000	851,000 854,000 857,000	94,180 94,880 95,590 96,290 97,000	86,740 87,450 88,150 88,860 89,560	80,260 80,870 81,490	73,790 74,400 75,010	67,320 67,940 68,550	60,860 61,470 62,090	54,390 55,000 55,610	47,310 47,930 48,540 49,150 49,760		313,100 314,700 316,200 317,700 319,300
860,0	000円	97,350	89,920	82,480	75,930	69,470	63,010	56,530	50,070		320,900
860,000円 970,000円 ない金額					」 の月の社会 83%に相当			乒等の金額の 金額	のうち	の月の 料等の 与 860,0 名 る 能 れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ)円に 、保 に 保 の の の の の の の の の の の の の

— 6 —

(970,000円~)

その月の	社会保						甲								
)	空除後の		扶	養	-	親	族	等	Ø	数		乙			
給与等の	金額	0 人	1 人	2	人	3 人	. 4	4 人	5 人	6 人	7 人				
以上	未 満		移	Ĺ						額		税 額			
970,00	00円	123,190		0 10	円 8,320	101,7	円 70	円 95,310	円 88,850	円 82,370	円 75,910	の月の社会保険			
970,000円で 1,720,000円 ない金額	- /	,							空除後の給 加算した会	与等の金額 金額	のうち	料等控除後の給 与等の000円を え860,000円4084 %に相算した金 額を加算した金 額			
1,720,0	000円														
1,720,000円 3,550,000円 ない金額	/	,,	375,890 368,460 361,020 354,470 348,010 341,550 335,070 328,610 1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 1,720,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額 1,720,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額を加算した金額の40.84%に相当する金額を加算した金額を加												
3,550,0	000円	円 1,123,270		- 1	円 8,400		円 50 1	円 ,095,390	円 1,088,930	円 1,082,450	円 1,075,990	する金額を加算			
3,550,000円 る金額	日を超え								控除後の約 を加算した	合与等の金額 :金額	額のうち				
1	等の数が7人 こ1,610円を控			扶養親	族等の)数が7.	人の場	場合の税	額から、そ	- の7人を走	置える	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			

(注)この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人
- (1) まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
- (3) 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
- (4) (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に限ります。)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。
- 2 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。) その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後 の金額に応じた「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行と乙欄との交わるところに記載され ている金額(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶 養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに1,610円を控除した金額)を求めます。これが求める税額です。

給与所得の源泉徴収税額表(平成31年(2019年)分)

(一) **日 額 表** (平成24年 3 月31日財務省告示第115号別表第二(平成29年 3 月31日財務省告示第95号改正)) $(\sim 6,999$ 円)

そ)社乡	会保		-						月	3											99円)
険	料等指 与等 <i>0</i>	空除後	後の			扶	-	養	¥	親	方	矣	等		の		数			Z	Ĺ	P	
以以	ナサッ 上	未	· —— 満	0	人	1	人 税	2 /	人	3	人	4	人	5	人	6 額	人	7	人	税	額	税	
	円 2,900		円		円 0		円 0		円 0		円 0		円 0		円 0	- ХЧ	円 0		円 0		円 日の社 食料等 後の金額 163%	774	円 0
	2,900 2,950 3,000 3,050 3,100		2,950 3,000 3,050 3,100 3,150		5 5 10 10 15		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		100 100 100 110 110		0 0 0 0
	3,150 3,200 3,250 3,300 3,400		3,200 3,250 3,300 3,400 3,500		15 20 20 25 30		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		110 110 110 120 120		0 0 0 0
	3,500 3,600 3,700 3,800 3,900		3,600 3,700 3,800 3,900 4,000		35 40 45 50 55		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		120 130 130 130 140		0 0 0 0
	4,000 4,100 4,200 4,300 4,400		4,100 4,200 4,300 4,400 4,500		60 65 70 75 80		5 10 15 20 25		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0 0		0 0 0 0		140 160 170 190 200		0 0 0 0
	4,500 4,600 4,700 4,800 4,900		4,600 4,700 4,800 4,900 5,000		85 85 90 90		30 35 35 40 40		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0 0		0 0 0 0		220 230 260 270 280		0 0 0 0
	5,000 5,100 5,200 5,300 5,400		5,100 5,200 5,300 5,400 5,500		100 100 105 110 110		45 50 55 55 60		0 0 0 5 5		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0 0		0 0 0 0		300 310 330 340 360		0 0 0 0
	5,500 5,600 5,700 5,800 5,900		5,600 5,700 5,800 5,900 6,000		115 120 125 125 130		65 65 70 75 75		10 15 15 20 25		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0 0		0 0 0 0		370 390 400 420 440		0 0 0 0
	6,000 6,100 6,200 6,300 6,400		6,100 6,200 6,300 6,400 6,500		135 135 140 150 150		80 85 90 90 95		30 30 35 40 40		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0 0		0 0 0 0		470 510 540 580 610		0 0 0 0
	6,500 6,600 6,700 6,800 6,900		6,600 6,700 6,800 6,900 7,000		155 160 165 165 170		100 100 105 110 110		45 50 50 55 60		0 0 5 5		0 0 0 0		0 0 0 0 0		0 0 0 0 0		0 0 0 0		650 680 710 750 780		0 0 0 0

(7,000円~11,999円)

そ	の日の)社会	会保								Ħ	1											
l	料等的 与等σ					扶		養		親	於	Ę	等	-	の		数			-	乙	Ī	丙
				0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人	T)/	dest	T.V.	dest
以	上 7,000 7,100 7,200 7,300 7,400		海 7,100 7,200 7,300 7,400 7,500		円 175 175 180 185 185		税 115 120 125 125 130		円 65 65 70 75 75		円 10 15 15 20 25		円 0 0 0 0		円 0 0 0 0 0	額	円 0 0 0 0 0		円 0 0 0 0 0	税	円 810 840 860 890 920	税	(A)
	7,500 7,600 7,700 7,800 7,900		7,600 7,700 7,800 7,900 8,000		190 195 200 200 205		135 135 140 150 150		80 85 85 90 95		30 30 35 40 40		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		960 990 1,020 1,060 1,090		0 0 0 0
	8,000 8,100 8,200 8,300 8,400		8,100 8,200 8,300 8,400 8,500		210 210 215 220 220		155 160 165 165 170		100 100 105 110 110		45 50 50 55 60		0 0 5 5		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		1,120 1,150 1,190 1,230 1,260		0 0 0 0
	8,500 8,600 8,700 8,800 8,900		8,600 8,700 8,800 8,900 9,000		225 230 235 235 240		175 175 180 185 185		115 120 120 125 130		65 65 70 75 75		10 15 15 20 25		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		1,300 1,330 1,360 1,400 1,430		0 0 0 0
	9,000 9,100 9,200 9,300 9,400		9,100 9,200 9,300 9,400 9,500		245 245 250 255 255		190 195 200 200 205		135 135 140 150 150		80 85 85 90 95		25 30 35 40 40		0 0 0 0		0 0 0 0		0 0 0 0		1,460 1,490 1,530 1,560 1,590		0 0 0 3 6
	9,500 9,600 9,700 9,800 9,900		9,600 9,700 9,800 9,900 0,000		260 265 270 270 275		210 210 215 220 220		155 160 160 165 170		100 100 105 110 110		45 50 50 55 60		0 0 0 0 5		0 0 0 0		0 0 0 0		1,630 1,660 1,690 1,730 1,750		10 13 17 20 24
	10,000 10,100 10,200 10,300 10,400	1 1 1	0,100 0,200 0,300 0,400 0,500		280 290 300 305 315		225 230 235 240 240		175 175 180 185 190		115 120 125 125 130		65 65 70 75 80		10 15 20 20 25		0 0 0 0		0 0 0 0		1,770 1,800 1,820 1,840 1,860		27 31 34 38 41
	10,500 10,600 10,700 10,800 10,900	1 1 1	0,600 0,700 0,800 0,900 1,000		320 330 340 345 355		245 250 255 260 260		195 195 200 205 210		135 140 150 150 155		85 85 90 95 100		30 35 40 40 45		0 0 0 0		0 0 0 0		1,880 1,900 1,930 1,960 1,990		45 49 53 56 60
	11,000 11,100 11,200 11,300 11,400	1 1 1	1,100 1,200 1,300 1,400 1,500		360 370 380 385 400		265 270 275 280 290		215 215 220 225 230		160 165 170 170 175		105 105 110 115 120		50 55 60 60 65		0 0 5 10 15		0 0 0 0		2,020 2,040 2,080 2,110 2,140		63 67 70 74 77
	11,500 11,600 11,700 11,800 11,900	1 1 1	1,600 1,700 1,800 1,900 2,000		405 415 425 430 440		295 305 310 320 330		235 235 240 245 250		180 185 190 190 195		125 125 130 135 140		70 75 80 80 85		15 20 25 30 35		0 0 0 0		2,180 2,220 2,250 2,290 2,320		81 84 88 91 95

(三) (12,000円~16,999円)

																	(12	2,000円	10,	
その日の) 社会保							F	3											
険料等担	[扶		養	親	方	矣	等	:	の		数			-	Z	Ī	丙
給与等の	金額	0	人	1	人	2 <i>J</i>	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人				
以上	未満				<u>/、</u> 税				1	/		/	額		•		税	額	 税	額
円 12,000 12,100 12,200 12,300 12,400	円 12,100 12,200 12,300 12,400 12,500		円 445 455 465 470 480		円 335 345 350 360 370	2 2 2 2	円 55 55 60 65 70	円 200 205 210 210 215		円 150 150 155 160 165		90 95 100 100 105		円 35 40 45 50 55		円 0 0 0 0 0		円 2,350 2,390 2,420 2,450 2,480		99 103 106 110 113
12,500 12,600 12,700 12,800 12,900	12,600 12,700 12,800 12,900 13,000		485 495 505 510 520		375 385 395 405 415	2	75 80 85 95 05	220 225 230 230 235		170 170 175 180 185		110 115 120 120 125		55 60 65 70 75		5 10 10 15 20		2,510 2,540 2,570 2,600 2,640		117 120 124 127 131
13,000 13,100 13,200 13,300 13,400	13,100 13,200 13,300 13,400 13,500		525 535 545 550 560		420 430 435 445 455	3 3 3	10 20 25 35 45	240 245 250 250 255		190 190 195 200 205		130 135 140 140 150		75 80 85 90 95		25 30 30 35 40		2,710 2,760 2,820 2,880 2,930		134 138 141 146 149
13,500 13,600 13,700 13,800 13,900	13,600 13,700 13,800 13,900 14,000		565 575 585 590 600		460 470 475 485 495	3 3 3	50 60 65 75 85	260 265 270 270 275		210 210 215 220 225		155 160 165 165 170		95 100 105 110 115		45 50 50 55 60		2,990 3,040 3,100 3,150 3,220		153 156 160 164 168
14,000 14,100 14,200 14,300 14,400	14,100 14,200 14,300 14,400 14,500		605 615 625 635 645		500 510 515 525 535	$\begin{array}{c} 4\\4\\4\end{array}$	95 05 10 20 30	285 295 300 310 315		230 230 235 240 245		175 180 185 185 190		115 120 125 130 135		65 70 70 75 80		3,270 3,330 3,380 3,440 3,500		172 176 180 184 188
14,500 14,600 14,700 14,800 14,900	14,600 14,700 14,800 14,900 15,000		650 660 675 690 705		540 550 555 565 575	4 4 4	35 45 50 60 70	325 335 340 350 355		250 250 255 260 265		195 200 205 205 210		135 140 150 155 160		85 90 90 95 100		3,550 3,610 3,670 3,730 3,780		192 197 201 205 209
15,000 15,100 15,200 15,300 15,400	15,100 15,200 15,300 15,400 15,500		725 740 755 770 785		580 590 595 605 615	4 4 5	75 85 90 00 10	365 375 380 395 400		270 270 275 285 290		215 220 225 225 230		160 165 170 175 180		105 110 110 115 120		3,840 3,890 3,950 4,010 4,060		213 217 221 225 229
15,500 15,600 15,700 15,800 15,900	15,600 15,700 15,800 15,900 16,000		805 820 835 850 865		620 635 640 650 660	5 5 5	15 25 30 40 50	410 420 425 435 440		300 310 315 325 330		235 240 245 245 250		180 185 190 195 200		125 130 130 135 140		4,120 4,180 4,240 4,290 4,350		233 237 241 246 250
16,000 16,100 16,200 16,300 16,400	16,100 16,200 16,300 16,400 16,500		890 905 920 935 950		670 690 705 720 735	5 5 5	55 65 70 80 90	450 460 465 475 480		340 350 355 365 370		255 260 265 265 270		200 205 210 215 220		150 155 155 160 165		4,400 4,460 4,510 4,570 4,640		254 258 262 266 270
16,500 16,600 16,700 16,800 16,900	16,600 16,700 16,800 16,900 17,000		970 985 1,000 1,015 1,030		750 770 785 800 815	6 6 6	95 05 10 20 35	490 500 505 515 520		380 395 400 410 415		275 280 290 300 305		220 225 230 235 240		170 175 175 180 185		4,690 4,750 4,800 4,860 4,910		274 278 282 286 290

(四) (17,000円~21,999円)

70	り目の) 社会	: 但								E	=											
険料	斗等哲	空除後	<u>:</u> の			扶		養		親	方	英	等	÷	の		数			-	乙	Ī	丙
給与	身等σ	金額	į	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人				
以	上	未	満				税									額				税	額	税	額
17 17 17	7,000 7,100 7,200 7,300 7,400	17 17	7,100 7,200 7,300 7,400 7,500		円 1,050 1,065 1,080 1,095 1,110		円 830 850 865 885 900		円 640 650 655 670 685		円 530 540 545 555 560		円 425 435 440 450 455		円 315 320 330 340 345		円 240 245 250 255 260		円 190 195 195 200 205		4,970 5,020 5,080 5,150 5,200		円 295 299 303 307 311
17	7,500 7,600 7,700 7,800 7,900	17 17	7,600 7,700 7,800 7,900 8,000		1,135 1,150 1,165 1,180 1,195		915 935 950 965 980		700 715 735 750 765		570 580 585 595 600		465 475 480 490 495		355 360 370 380 385		260 265 270 275 280		210 215 215 220 225		5,260 5,310 5,360 5,410 5,460		315 319 323 327 331
18 18 18	8,000 8,100 8,200 8,300 8,400	18 18 18 18	8,100 8,200 8,300 8,400 8,500		1,215 1,230 1,245 1,260 1,280		995 1,015 1,030 1,045 1,065		780 795 815 830 845		610 620 625 640 650		505 515 520 530 540		400 405 415 425 430		290 295 305 310 320		230 235 235 240 245		5,520 5,570 5,630 5,680 5,730		335 339 344 348 352
18 18	8,500 8,600 8,700 8,800 8,900	18 18 18 18	8,600 8,700 8,800 8,900 9,000		1,300 1,315 1,335 1,350 1,375		1,080 1,100 1,115 1,140 1,160		865 890 905 925 940		655 670 690 710 725		545 555 565 575 585		440 450 460 470 475		330 340 350 355 365		250 255 260 265 270		5,780 5,830 5,880 5,930 5,980		356 360 364 368 372
19 19 19	9,000 9,100 9,200 9,300 9,400	19 19 19	9,100 9,200 9,300 9,400 9,500		1,395 1,410 1,430 1,445 1,465		1,175 1,195 1,210 1,230 1,250		960 980 995 1,015 1,030		745 760 780 800 815		590 600 610 620 635		485 495 505 515 520		375 385 400 405 415		275 280 290 295 305		6,020 6,070 6,130 6,180 6,230		376 384 393 401 409
19 19 19	9,500 9,600 9,700 9,800 9,900	19 19 19	9,600 9,700 9,800 9,900 0,000		1,485 1,500 1,520 1,535 1,555		1,265 1,285 1,300 1,320 1,340		1,050 1,070 1,085 1,105 1,125		835 850 870 895 910		640 650 660 675 695		530 540 550 560 565		425 435 445 450 460		315 325 335 340 350		6,270 6,320 6,370 6,420 6,470		417 425 433 442 450
20 20 20	0,000 0,100 0,200 0,300 0,400	20 20 20	0,100 0,200 0,300 0,400 0,500		1,575 1,590 1,615 1,630 1,650		1,355 1,380 1,395 1,415 1,435		1,145 1,165 1,180 1,200 1,215		930 945 965 985 1,000		715 730 750 765 785		575 585 595 605 610		470 480 490 495 505		360 370 380 385 400		6,510 6,570 6,620 6,670 6,720		458 466 474 482 491
20 20 20	0,500 0,600 0,700 0,800 0,900	20 20 20	0,600 0,700 0,800 0,900 1,000		1,670 1,685 1,705 1,720 1,740		1,450 1,470 1,485 1,505 1,525		1,235 1,255 1,270 1,290 1,305		1,020 1,035 1,055 1,075 1,090		805 820 840 855 880		620 635 645 655 665		515 525 535 540 550		410 420 430 435 445		6,760 6,810 6,860 6,910 6,960		499 507 515 523 531
21 21 21	1,000 1,100 1,200 1,300 1,400	21 21 21	1,100 1,200 1,300 1,400 1,500		1,760 1,775 1,795 1,810 1,830		1,540 1,560 1,575 1,595 1,620		1,325 1,345 1,365 1,385 1,400		1,110 1,130 1,150 1,170 1,185		900 915 935 950 970		680 700 720 735 755		560 570 580 585 595		455 465 475 480 490		7,000 7,060 7,110 7,160 7,210		540 548 556 564 572
21 21 21	1,500 1,600 1,700 1,800 1,900	21 21 21	1,600 1,700 1,800 1,900 2,000		1,855 1,870 1,890 1,905 1,925		1,635 1,655 1,670 1,690 1,710		1,420 1,440 1,455 1,475 1,490		1,205 1,220 1,240 1,260 1,275		990 1,005 1,025 1,040 1,060		770 790 810 825 845		605 615 625 635 645		500 510 520 525 535		7,250 7,280 7,310 7,340 7,380		580 589 597 605 613

(22,000円 \sim 26,999円)

その日の	社会但								E	F											
)	空除後の			扶		養	-	親	ħ	矣	等	£	0		数				乙	Ī	丙
給与等の	金額	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人				
以上	未満		ш		税		TIT.		. Total		m		m	額	ш		Ш	税	額	税	額
円 22,000 22,100 22,200 22,300 22,400	円 22,100 22,200 22,300 22,400 22,500		円 1,945 1,960 1,980 1,995 2,015		円 1,725 1,745 1,760 1,780 1,800		7,510 1,530 1,545 1,565 1,580		円 1,295 1,310 1,330 1,350 1,370		円 1,080 1,095 1,115 1,135 1,155		円 860 885 905 920 940		円 655 670 685 705 720		円 545 555 565 570 580		7,410 7,440 7,480 7,510 7,550		円 621 629 638 646 654
22,500 22,600 22,700 22,800 22,900	22,600 22,700 22,800 22,900 23,000		2,035 2,050 2,070 2,085 2,110		1,815 1,835 1,855 1,875 1,895		1,600 1,625 1,640 1,660 1,675		1,390 1,405 1,425 1,445 1,460		1,175 1,190 1,210 1,225 1,245		955 975 995 1,010 1,030		740 760 775 795 810		590 600 610 615 625		7,590 7,620 7,650 7,680 7,720		662 670 678 687 695
23,000 23,100 23,200 23,300 23,400	23,100 23,200 23,300 23,400 23,500		2,130 2,145 2,165 2,180 2,200		1,910 1,930 1,945 1,965 1,985		1,695 1,715 1,730 1,750 1,765		1,480 1,495 1,515 1,535 1,550		1,265 1,280 1,300 1,315 1,335		1,045 1,065 1,085 1,100 1,125		830 850 865 890 905		640 650 660 675 690		7,770 7,820 7,870 7,920 7,980		703 711 719 727 736
23,500 23,600 23,700 23,800 23,900	23,600 23,700 23,800 23,900 24,000		2,220 2,235 2,255 2,270 2,290		2,000 2,020 2,035 2,055 2,075		1,785 1,805 1,820 1,840 1,860		1,570 1,585 1,610 1,630 1,645		1,355 1,375 1,395 1,410 1,430		1,140 1,160 1,180 1,195 1,215		925 945 960 980 995		710 725 745 765 780		8,040 8,090 8,140 8,190 8,240		744 752 760 768 776
24,000 24,100 24,200 24,300 24,400	24,100 24,200 24,300 24,400 24,500		2,310 2,325 2,350 2,365 2,385		2,095 2,115 2,130 2,150 2,170		1,880 1,900 1,915 1,935 1,950		1,665 1,680 1,700 1,720 1,735		1,450 1,465 1,485 1,500 1,520		1,230 1,250 1,270 1,285 1,305		1,015 1,035 1,050 1,070 1,085		800 815 835 855 870		8,290 8,340 8,390 8,440 8,490		785 793 801 809 817
24,500 24,600 24,700 24,800 24,900	24,600 24,700 24,800 24,900 25,000		2,405 2,420 2,440 2,455 2,475		2,185 2,205 2,220 2,240 2,260		1,970 1,990 2,005 2,025 2,040		1,755 1,770 1,790 1,810 1,825		1,540 1,555 1,575 1,590 1,615		1,320 1,340 1,365 1,380 1,400	-	1,105 1,130 1,145 1,165 1,180		895 910 930 950 965		8,550 8,600 8,650 8,700 8,750		825 834 842 850 858
25,000 25,100 25,200 25,300 25,400	25,100 25,200 25,300 25,400 25,500		2,495 2,510 2,530 2,545 2,565		2,275 2,295 2,310 2,330 2,355		2,060 2,080 2,100 2,120 2,135		1,850 1,865 1,885 1,905 1,920		1,635 1,650 1,670 1,685 1,705		1,415 1,435 1,455 1,470 1,490	:	1,200 1,220 1,235 1,255 1,270		985 1,000 1,020 1,040 1,055		8,800 8,850 8,900 8,950 9,020		866 876 885 894 908
25,500 25,600 25,700 25,800 25,900	25,600 25,700 25,800 25,900 26,000		2,590 2,605 2,625 2,640 2,660		2,370 2,390 2,405 2,425 2,445		2,155 2,175 2,190 2,210 2,225		1,940 1,955 1,975 1,995 2,010		1,725 1,740 1,760 1,775 1,795		1,505 1,525 1,545 1,560 1,580	:	1,290 1,310 1,325 1,345 1,365		1,075 1,090 1,110 1,135 1,150		9,070 9,120 9,170 9,220 9,270		927 945 963 982 1,000
26,000 26,100 26,200 26,300 26,400	26,100 26,200 26,300 26,400 26,500		2,680 2,695 2,715 2,730 2,755		2,460 2,480 2,495 2,515 2,535		2,245 2,265 2,280 2,300 2,315		2,030 2,045 2,065 2,085 2,105		1,815 1,830 1,855 1,870 1,890		1,595 1,620 1,640 1,655 1,675		1,385 1,405 1,420 1,440 1,455		1,170 1,185 1,205 1,225 1,240		9,320 9,370 9,420 9,470 9,530		1,018 1,037 1,055 1,074 1,092
26,500 26,600 26,700 26,800 26,900	26,600 26,700 26,800 26,900 27,000		2,775 2,795 2,815 2,840 2,860		2,550 2,570 2,590 2,610 2,630		2,340 2,360 2,375 2,395 2,410		2,125 2,140 2,160 2,180 2,195		1,910 1,925 1,945 1,960 1,980		1,690 1,710 1,730 1,745 1,765	-	1,475 1,495 1,510 1,530 1,545		1,260 1,275 1,295 1,315 1,330		9,580 9,630 9,680 9,730 9,780		1,110 1,129 1,147 1,165 1,184

(27,000円~)

																				21,00	
その日の)社会保								月	1											
険料等 担	空除後の			扶		養	-	親	方	E	等	£	の		数			-	_	Ī	万
給与等の	金額	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人				
以上	未 満				税			l						額				税	額	税	額
円 27,000 27,100 27,200 27,300 27,400	円 27,100 27,200 27,300 27,400 27,500		円 2,880 2,905 2,925 2,945 2,965		円 2,645 2,665 2,680 2,700 2,720		円 2,430 2,450 2,465 2,485 2,500		円 2,215 2,230 2,250 2,270 2,285		円 2,000 2,015 2,035 2,050 2,070		円 1,780 1,800 1,820 1,835 1,860		円 1,565 1,585 1,600 1,625 1,640		月 1,350 1,370 1,390 1,410 1,425		9,830 9,880 9,930 9,990 10,050		円 1,202 1,221 1,239 1,257 1,276
27,500 27,600 27,700 27,800 27,900	27,600 27,700 27,800 27,900 28,000		2,985 3,005 3,025 3,050 3,075		2,740 2,760 2,780 2,800 2,830		2,520 2,540 2,555 2,580 2,600		2,305 2,320 2,345 2,365 2,385		2,095 2,110 2,130 2,150 2,170		1,875 1,895 1,915 1,930 1,950		1,660 1,680 1,695 1,715 1,735		1,445 1,460 1,480 1,500 1,520		10,100 10,150 10,200 10,250 10,300		1,294 1,313 1,331 1,349 1,368
28,00	00円		3,090		2,840		2,610		2,395		2,180		1,960		1,745		1,530		10,350		1,386
	刊を超え 円に満た 額								日 <i>の</i> 社 483%								か	保険の額の28,000 20,000 30,	円の特合の円金%金に社控等うを額に額金の大会除のち超の相を額	保険系統金28,000 20.42 20.42 3	円の特等の円金%金たに社控等うを額に額金を
32,00	00円		円 4,030		円 3,780		円 3,550		円 3,335		円 3,120		円 2,900		円 2,685		円 2,470				円 2,203
	刊を超え 刊に満た 額								日の社								か			保険系統 32,000 24,504 当する	円の特等の円金%金たに社控等うを額に額金を
57,00	00円	1	円 2,455		円 12,205		円 11,975		円 11,760		円 11,545	-	円 11,325]	円 1,110]	円 10,895		円 22,200		円 8,329
	日を超え 円に満た 金額								日の社 84%に							金額	か	保後金57,000 57,000 45.945	円の等分の円金%金たに社控等うを額に額金金のち超の相を額	保後金57,000 57,000 33.693	円の特合の円金%金た に社控等うを額に額金 会除のち超の相を額
118,5	00円	3	円 7,575	(円 37,325		円 37,095	3	円 36,880	,	円 36,665	,	円 36,445	3	円 36,230	3	円 36,015				円 29,050
118,500 る金額	円を超え		ŕ)日の社 5.945%								〔の			保険系統 118,50 40.84 40.84 4	円の1等のの金の相を額、会除のちをの相を額

(七)

その日の社会保			甲								
険料等控除後の	扶	養親	族	等	0)	数		乙		丙	ĵ
給与等の金額	0 人 1 人	2 人 3	人 4	人 5	人(6 人 7	人				
以上未満	税				名	額		税	額	税	額
	ゞ7 人を超える場合い : に50円を控除した☆		等の数が7	人の場合の)税額か	ら、その7	人	従つ控がい当記養に親と上っ額たたい除提る該載親応族にのてか金を出場申さ族じ等50各求ら額	扶告れい書たの扶人をにた養書てよに扶数養ご、よ税	_	-

(注) この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人
- (1) まず、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
- (3) 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
- (4) (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に限ります。)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。
- 2 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書 | の提出があった人を含みます。)
- (1) (2)に該当する場合を除き、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)を求めます。これが求める税額です。
- (2) その給与等が所得税法第185条第1項第3号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。

ただし、継続して2か月を超えて支払うこととなった場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われる給与等は、労働した日ごとに支払われる給与等には含まれませんので、税額の求め方は1又は2(1)によります。

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(平成31年(2019年)分)

(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三(平成29年3月31日財務省告示第95号改正))

								甲
賞与の金額に		力	夫	養		親		族
	0	人	1	人	2	人	3	人
乗ずべき率		Ì	前 月	の社	会	保 険	料	等 控
	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未満
0.000	千円 68	千円 千円未満	千円 94	千円 千円未満	千円 133	千円未満	千円 171	千円未満
2.042 4.084 6.126	68 79 252	79 252 300	94 243 282	243 282 338	133 269 312	312	171 295 345	295 345 398
8.168 10.210 12.252	300 334 363	334 363 395	338 365 394	365 394 422	369 393 420	393 420 450	417	445
14.294 16.336 18.378	395 426 550	426 550 647	422 455 550	455 550 663	450 484 550	550	477 513 557	513 557 693
20.420 22.462 24.504	647 699 730	699 730 764	663 720 752	720 752 787	678 741 774	774		796
26.546 28.588 30.630	764 804 857	804 857 926	787 826 885	826 885 956	810 852 914	914	833 879 942	942
32.672 35.735 38.798	926 1,321 1,532	1,321 1,532 2,661	956 1,346 1,560	1,346 1,560 2,685	987 1,370 1,589	1.589	1,017 1,394 1,617	1,394 1,617 2,732
41.861	2,661	3,548	2,685	3,580	2,708	3,611	2,732	3,643
45.945	3,548	千円以上	3,580	千円以上	3,611	千円以上	3,643	千円以上

(注) この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。

また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考) 賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人(4に該当する場合を除きます。)
 - (1) まず、その人の前月中の給与等(賞与を除きます。以下この表において同じです。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。)を控除した金額を求めます。
 - (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された 扶養親族等に限ります。)の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」 欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に限ります。)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

		等		の		数			2	_
4		人	5	人	6	人	7 人	以 上		
除	移	き の	給与	等	の <u> </u>	金 額			前月の社会 控除後の給	会保険料等 与等の金額
以	上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
	千円 210	千円 千円未満	千円 243	千円 千円未満	千円 275	千円 千円未満	千円 308	千円 千円未満	千円	千円
	210 300 378	300 378 424	243 300 406	300 406 450	275 333 431	333 431 476	308 372 456	372 456 502		
	424 444 470	444 470 504	450 472 496	472 496 531	476 499 525	499 525 559	502 527 553	527 553 588	239千	 - -
	504 543 591	543 591 708	531 574 618	574 618 723	559 602 645	602 645 739	588 627 671	627 671 754		
	708 783 818	783 818 859	723 804 841	804 841 885	739 825 865	825 865 911	754 848 890	848 890 937	239	296
	859 906 970	906 970 1,048	885 934 998	934 998 1,078	911 961 1,026	961 1,026 1,108	937 988 1,054	988 1,054 1,139	296	528
	1,048 1,419 1,645	1,419 1,645 2,756	1,078 1,443 1,674	1,443 1,674 2,780	1,108 1,468 1,702	1,468 1,702 2,803	1,139 1,492 1,730	1,492 1,730 2,827	528	1,135
	2,756	3,675	2,780	3,706	2,803		2,827	3,770		
	3,675	千円以上	3,706	千円以上	3,738	千円以上	3,770	千円以上	1,135	千円以上

- 3 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。)
- (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその 賞与の金額(その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の 金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平 成24年3月31日財務省告示第115号(平成29年3月31日財務省告示第95号改正)第3項第1号イ(2)若しくは口(2)又は第 2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。

源泉徴収のための退職所得控除額の表(平成31年(2019年)分) (所得税法別表第六)

勤続年数	退職所得	异控除額	劫结在粉	退職所行	导控除額
期 祝 平 奴	一般退職の場合	障害退職の場合	勤続年数	一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 800	千円 1,800	24 年 25 年 26 年	千円 10,800 11,500 12,200	千円 11,800 12,500 13,200
3 年 年 年 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1,200 1,600 2,000 2,400 2,800	2,200 2,600 3,000 3,400 3,800	27 年 28 年 29 年 30 年 31 年	12,900 13,600 14,300 15,000 15,700	13,900 14,600 15,300 16,000 16,700
8 年 9 年 10 年 11 年 12 年	3,200 3,600 4,000 4,400 4,800	4,200 4,600 5,000 5,400 5,800	32 年 33 年 34 年 35 年 36 年	16,400 17,100 17,800 18,500 19,200	17,400 18,100 18,800 19,500 20,200
13 年 14 年 15 年	5,200 5,600 6,000	6,200 6,600 7,000	37 年 38 年 39 年	19,900 20,600 21,300	20,900 21,600 22,300
16 年 17 年	6,400 6,800	7,400 7,800	40 年	22,000	23,000
18 年 19 年 20 年 21 年 22 年 23 年	7,200 7,600 8,000 8,700 9,400 10,100	8,200 8,600 9,000 9,700 10,400 11,100	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額

- (注) この表における用語の意味は、次のとおりです。
 - 1 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の 基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます(所得税法施行令第69条)。
 - 2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます(所得税法第30条第5項第3号)。
 - 3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 1 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 2 所得税法第30条第5項第1号(退職所得控除額の計算の特例)に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

課税退職所得金額の算式の表(平成31年(2019年)分)

退職手当等の区分	課 税 退 職 所 得 金 額
一般退職手当等 の場合	$\begin{pmatrix} - & & & & & & & & & & & & & & & & & & $
特定役員退職手当等 の場合	特 定 役 員 退職手当等 - 退職所得 の収入金額 控 除 額
一般退職手当等と 特定役員退職手当等 の両方がある場合	$\left(egin{array}{ccccc} 特 定 役 員 & 特定役員 \\ 退職手当等 - 退職所得 & 手当等の - (退職所得 - 退職所得) & \frac{1}{2} \times & \frac{1}{2} \times & \frac{1}{2}$

- (注) 1 求めた課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 - 2 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等 として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは、特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます。
 - 3 特定役員退職所得控除額の算式は次のとおりです。

特定役員退職所得控除額 = 40万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20万円 × 重複勤続年数

退職所得の源泉徴収税額の速算表(平成31年(2019年)分)

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5 %	_	((A) × 5 %) × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 /	10%	97,500円	$((A) \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\%$
3,300,000円 / 6,950,000円 /	20%	427,500円	$((A) \times 20\% - 427,500 円) \times 102.1\%$
6,950,000円 / 9,000,000円 /	23%	636,000円	$((A) \times 23\% - 636,000円) \times 102.1\%$
9,000,000円 / 18,000,000円 //	33%	1,536,000円	$((A) \times 33\% - 1,536,000円) \times 102.1\%$
18,000,000円 / 40,000,000円 //	40%	2,796,000円	$((A) \times 40\% - 2,796,000円) \times 102.1\%$
40,000,000円 〃	45%	4,796,000円	$((A) \times 45\% - 4,796,000円) \times 102.1\%$

⁽注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等については、以下の別表(別表第一~別表第三)を用いて源泉所得税及び復興特別所得税の額を求めることができる特例が設けられています。

〔源泉徴収税額の計算方法〕

その月の社会保険料等を控除した後の給与等の金額(A)から、別表第一により算出した給与所得控除の額並びに別表第二に掲げる配偶者(特別)控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除した残額(課税給与所得金額(B))を、別表第三に当てはめて源泉徴収すべき税額を求めます。

[電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法(平成24年3月31日財務省告示第116号(平成29年3月31日財務省告示第96号改正))(平成31年(2019年)分)] 別表第一

その月の社会保険料等担	空除後の給与等の金額(A)	給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以下	柏子川特1年版7)(観
円	円	
	135,416	54,167円
135,417	149,999	(A) × 40 %
150,000	299,999	(A)×30 % + 15,000円
300,000	549,999	(A)×20 % + 45,000円
550,000	833, 333	(A)×10 % + 100,000円
833,334 円 以	上	183,334円

⁽注)給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配偶者(特別)控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×控除対象扶養親族の数
基礎控除の額	31,667円

別表第三

その月の課税約	合与所得金額(B)	税額の第式
以上	以下	税の第二式
円	円	
	162,500	(B) × 5.105 %
162,501	275,000	(B)×10.210 % - 8,296円
275,001	579, 166	(B)×20.420 % - 36,374円
579, 167	750,000	(B)×23.483 % - 54,113円
750,001	1,500,000	(B)×33.693 %-130,688円
1,500,001	3,333,333	$(B) \times 40.840 \% - 237,893$ 円
3,333,334 円 以	上	$(B) \times 45.945 \% - 408,061$ 円

⁽注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

○ 給与所得の源泉徴収税額の求め方

1 税額表の使用区分

居住者に支払う毎月(日)の給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)」又は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」(以下これらを「税額表」といいます。)を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税 額 表	適用する給与	適用する欄
月 額 表 (1ページ)	(1) 月ごとに支払うもの(2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの(3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲 欄「給与所得者の扶養控除等申告 書」を提出している人に支払う給与 乙 欄その他の人に支払う給与
日 額 表 (8ページ)	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの 日雇賃金を 除きます。	甲 欄「給与所得者の扶養控除等申告 書」を提出している人に支払う給与 乙 欄その他の人に支払う給与
	日雇賃金	丙 欄
賞与に対する 源泉徴収税額 の算出率の表 (15ページ)	賞 与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲 欄「給与所得者の扶養控除等申告 書」を提出している人に支払う賞与 乙 欄その他の人に支払う賞与

(注)日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける(その労働した日以外の日において支払われるものも含みます。)給与等をいいます。ただし、一の支払者から継続して2か月を超えて給与等が支払われた場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

2 税額表の使い方

毎月(日)の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- ① 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月(日)分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- ② 税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等(扶養親族等が国外居住親族 (注1)である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数に応じて使用するようになっています。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者 (注2)と控除対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。) (注3)との合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者 (特別障害者を含みます。)、寡婦 (特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その該当する数を加え、その人の同一生計配偶者 (注4) や扶養親族(年齢16歳未満の人を含みます。) のうちに障害者 (特別障害者を含みます。) 又は同居特別障害者 (障害者 (特別障害者を含みます。) 又は同居特別障害者 (障害者 (特別障害者を含みます。) 又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者 (特別障害者を含みます。) 又は同居特別障害者に限ります。) に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

- (注) 1 「国外居住親族」とは、非居住者である親族をいいます。
 - 2 「源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と 生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成 31年(2019年)中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。
 - 3 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成31年(2019年)分の所得税については、平成16年1月1日以前に生まれた人)をいいます。

「扶養親族」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。 ※ ここにいう「親族等」には、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。

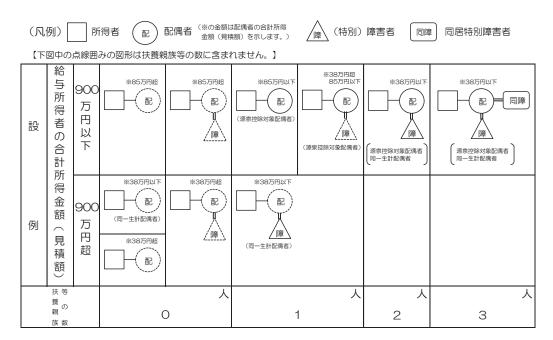
- 4 「同一生計配偶者」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。
- 5 「障害者」、「寡婦」及び「勤労学生」等の範囲については、税務署備付けの説明書「源泉徴収のしかた」でご確認ください(「源泉徴収のしかた」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にも掲載されています。)。

〔扶養親族等の数の算定方法〕

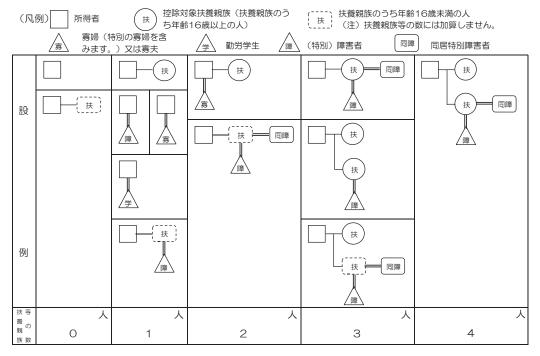
税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね下図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法(具体例)》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法(具体例)》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、下図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、下図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法(具体例)》



《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法(具体例)》



なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、 月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法(18ページ「月額表の甲欄を 適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例」参照)によりその給与等に対する源泉 徴収税額を求めることができます。

(1) 月額表甲欄の使用例 (給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合)

- (設例) -

イ 給与等の支給額(月額)

374,000円

ロ 給与等から控除する社会保険料等

57,685円

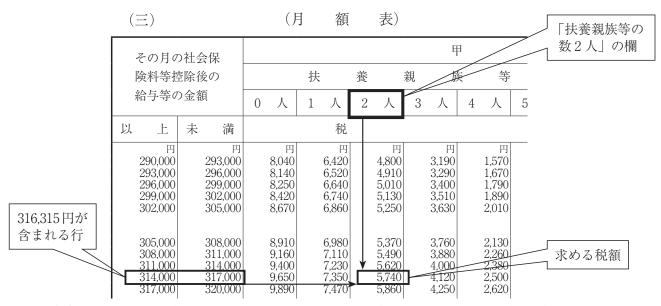
ハ 扶養親族等の数

2人

(源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人)

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、316.315円(374.000円-57.685円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、316,315円が含まれる「314,000円以上317,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄との交わるところに記載されている金額5,740円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする税額です。



(注) 税額表の「以上」の欄はその欄に記入されている金額を含み、「未満」の欄はその金額を含まないことに ご注意ください。

(2) 月額表乙欄の使用例(給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない場合)

- (設例) -

イ 給与等の支給額(月額)

80,750円

ロ 給与等から控除する社会保険料等

なし

[税額の計算]

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額80,750円がそのまま社会保険料等 控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750円が含まれる「88,000円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%

に相当する金額」となっています。したがって、2,473円(80,750円×3.063%、1円未満の端数は切り捨てます。)がその給与等から源泉徴収をする税額です。

(3) 日額表の使用

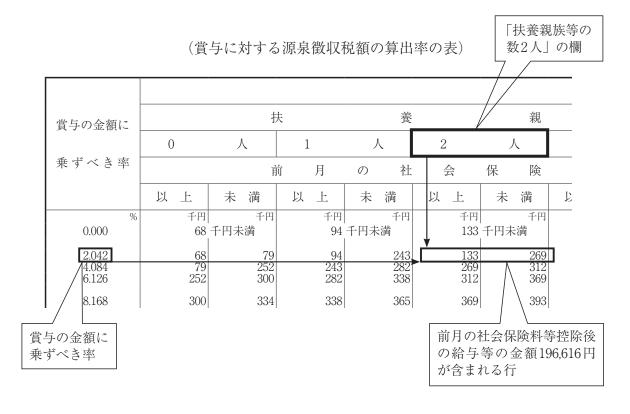
日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

(4) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例(給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合)

	(設例) ————————————————————————————————————	
	(DX PI)	
イ	賞与の支給額	554,000円
口	賞与から控除する社会保険料等	84,124円
21	前月中の普通給与(社会保険料等控除後)の金額	196,616円
=	扶養親族等の数	2人
	(源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人)	

「税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額196,616円が含まれている「133千円以上269千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率2.042%を求めます。これがその賞与の金額に乗ずる率になります。
- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料84,124円を控除した残額469,876円に2.042%を乗じた金額9,594円(469,876円×2.042%、1円未満の端数は切り捨てます。)が、その賞与から源泉徴収をする税額です。



○ 退職所得の源泉徴収税額の求め方

居住者に支払う退職手当等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、①退職手当等の支払を受ける人(退職者)から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づき「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を使用して退職所得控除額を求め、②退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額(1,000円未満の端数切捨て)(課税退職所得金額)を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めます。

なお、退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合の課税退職所得金額は、特定役員退職手 当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額(1,000円未満の端数切捨て)と なります。

また、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、支払う退職手当等の金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります。

- (注) 1 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」は17ページに、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」は18ページにそれ ぞれ掲載しています。
 - 2 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合の課税退職所得金額については、17ページの「課税退職所得金額の算式の表」を参照してください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表等の使用例(退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合)

(設例1)-

イ 勤続期間 平成元年10月1日就職~平成31年(2019年)3月31日退職

ロ 退職手当等の金額 1,700万円

ハ 退職の理由 定年退職

[税額の計算]

- ① 勤続年数は29年6か月ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は30年となります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
- ③ 退職手当等の金額1,700万円から退職所得控除額1,500万円を控除し、控除後の残額200万円を2分の1して課税退職所得金額100万円を求めます。

 $(1,700万円 - 1,500万円) \times \frac{1}{2} = 100万円$

(源泉徴収のための退職所得控除額の表)

勤続年数	退職所得	异控除額
到 机 十 奴	一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円
24 年	10,800	11,800
25 年	11,500	12,500
26 年	12,200	13,200
27 年	12,900	13,900
28 年	13,600	14,600
29 年	14,300	15,300
30 年 -	→ 15,000	16,000
31 年	15,700	16,700

④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って算出した51,050円が、その退職手当等から源泉徴収する税額です。

(100万円×5%) × 102.1% = 51.050円 **←**

(退職所得の源泉徴収税額の速算表)

課税退職所得金額(A)		所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
	1,950,000円以下	5 %	_	((A) × 5 %) × 102.1 % ◀
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10%	97,500円	$((A) \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\%$
3,300,000円 〃	6,950,000円 🥢	20%	427,500円	$((A) \times 20\% - 427,500円) \times 102.1\%$
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23%	636,000円	$((A) \times 23\% - 636,000円) \times 102.1\%$

- (設例2)-

イ 役員勤続期間 平成27年6月24日役員就任~平成31年(2019年)6月26日役員退任

ロ 退職手当等の金額800万円ハ 退職の理由一般退職

〔税額の計算〕

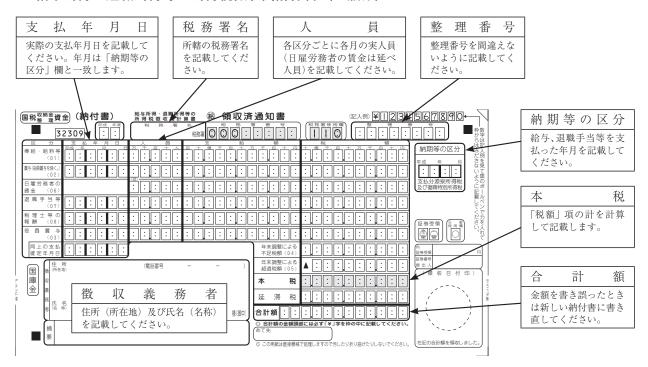
- ① 役員等勤続年数は4年3日ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は5年となります。役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは特定役員退職手当等に該当しますので、この設例の退職手当等800万円は特定役員退職手当等になります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「5年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると200万円になります。
- ③ 特定役員退職手当等の収入金額800万円から退職所得控除額200万円を控除した残額600万円が 課税退職所得金額になります。
 - ※ 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得控除額を控除した残額を2 分の1しません。
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って算出した788,722円が、その退職手当等から源泉徴収する税額です。

(6,000,000円 × 20% - 427,500円) × 102.1% = 788,722.5円 ⇒ 788,722円(1円未満の端数切捨て)

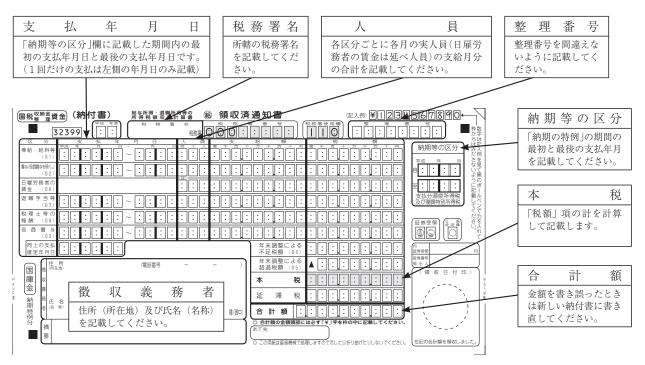
納付書の記載のしかた (給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)

- この納付書は、居住者に対して支払う給与、退職手当、税理士・弁護士・司法書士などの報酬について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を納付するときに使用してください。
- 納期の特例の適用を受けている場合と受けていない場合とでは様式が異なっていますので注 意してください。
- 「年度」(会計年度(平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日までの間に納付する場合には、「31」)を記載します。)、「税務署名」(「税務署番号」欄の記載は不要です。)、「整理番号」、「納期等の区分」及び「合計額」の各欄の記載漏れのないよう注意してください。
- 納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。
- ※ 今後、納付書の様式が変更となる場合がありますので、ご留意ください。

≪ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般分)≫



≪ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)≫



- ※1 税金の納期限は、納期の特例の承認の有無に応じ、次のとおりですから、最寄りの金融機関 又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
 - (1) 納期の特例の承認を受けていない場合 給料や報酬などを支払った月の翌月10日まで
 - (2) 納期の特例の承認を受けている場合

1月から6月支払分……7月10日まで

7月から12月支払分……翌年の1月20日まで

なお、この納期限までに納付がない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければ ならないことがあります。

※2 納付すべき税額が生じない場合であっても、所得税徴収高計算書(領収済通知書)は所轄の 税務署に直接提出又は送付してください。

《所得税徴収高計算書の記載上の注意》

- **黒のボールペン**で力を入れて記載してください(所得税徴収高計算書は複写式になっています。)。
- **枠内に楷書**で丁寧な記載をお願いします(所得税徴収高計算書を機械処理する場合エラーとなります。)。
 - (注) 合計額の金額頭部には、下記の<例>を参考に「¥」字を記載してください。



記載のしかた

「納期等の区分」欄

給与、退職手当又は弁護士・税理士・司法書士等の報酬・料金を支払った年月を 記載します。

なお、納期の特例の適用を受けている場合には、納期の特例の期間の最初と最後 の支払年月を記載します。

- (1) 納期の特例の承認を受けていない場合
 - 〔例〕平成31年(2019年)1月分の給料をその支給日である同年1月25日に支給した場合
 - ○「納期等の区分|欄

 平成
 年
 月

 3 1 0 1
 (支払分 源泉所得税)

 及び復興特別所得税)

- (2) 納期の特例の承認を受けている場合
 - [例] 平成31年(2019年)1月分から6月分の給料を同年1月25日から6月25日に 支給した場合
 - ○「納期等の区分」欄

 平成
 年
 月

 自
 3
 1
 0
 1

至 3 1 0 6

(支払分 源泉所得税 及び復興特別所得税)

ただし、支払確定後1年を経過した日において未払となっている役員賞与について納付する場合には、その1年を経過した日の属する年月を記載します。

なお、俸給、給料等の支払年月と支払確定年月が異なる場合には、支払確定年月の異なるものごとに納付書を別に作成し、「摘要」欄に「支払確定年月」を記載してください。

「俸給、給料等」欄	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。 (注) 賞与又は日雇労務者の賃金については、それぞれの欄に記載します。				
「支払年月日」項	その通常の給与について実際に支払った年月日を記載します。この場合、同じ月に給与が2回以上支払われているときは、最後の支払年月日を記載します。なお、納期の特例の承認を受けている場合には、「納期等の区分」欄に記載した期間内に支払った最初と最後の支払年月日を、例えば、次のように記載します。				
「人員」項	俸給、給料等を支給した実人員を記載します。 なお、納期の特例の承認を受けている場合には、実人員の合計数を記載します。				
「支給額」項	支給した俸給、給料等の総額を記載します。				
「税額」項	「支給額」欄に記載した俸給、給料等について源泉徴収した税額の合計額を記載します。				
「摘要」欄	所得税法第9条第1項第3号に該当する増加恩給や遺族年金など又は第7号に該当する在外手当については所得税が課されないこととされていますが、これらについては、「摘要」欄にそれぞれ「②」又は「在」と表示し、その人員及び支給額を記載してください。 また、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされる金額を記載した場合には、「摘要」欄に「財」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。				

「賞与(役員賞与を除く。)」欄	○ 法人の場合「役員に対して支払った賞与」以外の賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。)について記載します。○ 個人の場合必要経費に算入した賞与について記載します。
「支払年月日」、「人 員」、「支給額」及び 「税額」の各項	その賞与について、「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。

「日雇労務者の賃金」 欄	日々雇い入れられる者(日雇労務者など)に支払う賃金で日額表の丙欄を適用して源泉徴収を行っているものについて記載します。
「人員」項	日々雇い入れられる者(日雇労務者など)の延べ人員を記載します。
「支給額」及び「税額」 の各項	日々雇い入れられる者(日雇労務者など)に支払った賃金の総額及びその源泉徴収税額の合計額を記載します。

「退職手当等」欄	退職手当や一時恩給(所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。)などについて記載します。
「支払年月日」、「人 員」、「支給額」及び 「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	所得税法第201条第1項第2号の規定に該当するもの及び同条第3項の規定に該当するものについては、「摘要」欄にその旨並びに人員、支給額及び税額を記載してください。

「税理士等の報酬」 欄	弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
「支払年月日」、「人 員」、「支給額」及び 「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	司法書士、土地家屋調査士及び海事代理士の業務に関して支払う報酬・料金については、「摘要」欄に「司」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。

「役員賞与」欄	法人税法第2条第15号に規定する法人の役員に対して支払った賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。)について記載します。		
「支払年月日」項	「俸給、給料等」欄に準じて記載します。 なお、支払確定後1年を経過した日において未払となっている役員賞与について の所得税及び復興特別所得税を納付する場合には、「支払年月日」欄の記載を要し ません。		
「同上の支払確定年 月日」欄	役員賞与について支払の確定した年月日を記載します。		
「人員」、「支給額」 及び「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。		
「摘要」欄	支払確定後1年を経過した日において未払となっている役員賞与について納付する場合には、納付書を別に作成し、「摘要」欄に「1年経過賞与分」と記載してください。		

「年末調整による不 足税額」及び「年末 調整による超過税 額」の各欄	年末調整の結果生じた不足額を徴収した場合又は超過額を還付した場合に、それぞれの欄に記載します。
「税額」項	その月において、実際に徴収した不足額の合計額又は還付した超過額の合計額を、 それぞれの該当欄に記載します。 (注)源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書を税務署 に提出して年末調整による超過額の還付を受ける場合には、その金額を含めることはできま せん。

- 正当額を超えて源泉所得税及び復興特別所得税を納付したため、その誤納額を「源泉所得税及び復興 特別所得税の誤納額充当届出書」を提出して、その後に納付すべき税額に充当する場合には、次により 記載してください。
 - ① 給与等の「税額」項には、源泉徴収をした税額からその充当額を差し引いた残額を記載します。
 - ② 「摘要」欄には、その充当額を「誤納充当金額○○円」と記載します。
- 租税条約の規定により所得税が免除される者(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2章の所得税の非課税に関する規定の適用を受ける者を含みます。)についての所得税徴収高計算書は、別に作成して、その「摘要」欄に「租税条約適用分」と記載してください。
- 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づいて源泉徴収を猶予した税額がある場合には、「摘要」欄に「災」」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。



e·Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

※ クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATMなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

※ e-Taxソフト(WEB版)はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。 なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

┃ e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト(WEB版)用の事前準備セットアップを行ってください。





2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。 e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

- ※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。
 - 2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。





3 税務署又は金融機関等に対し電子納税や、クレジットカード納付のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を**所轄の税務署へ書面で提出**します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)。

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

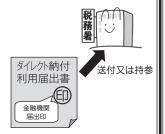
② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードにつきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。



スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト(SP版)を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付ができます。

☆ ☆ 電子納税やクレジットカード納付のしかた(源泉所得税) ☆ ☆

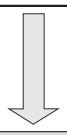
e-Taxの利用のための事前準備(前ページをご覧ください。)の後、電子納税やクレジットカー ド納付が可能となります。

e-Taxソフト(WEB版)を利用した**源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおり**です。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Tax に登録した「暗証番号 | を用いてe-Taxソフト(WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データに ついても送信することができます。



e-Taxを利用することにより所得税徴収 高計算書(納付書)が不要となる方につき ましては、「所得税徴収高計算書用紙の送 付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、 徴収高計算書データを送信してください。

次回の年末調整関係書類送付時より納 付書の送付を省略いたします。

此与所得・追随所得等の 所 併 役 収 個 出 計 享 書 10 N M S 32399 も 税務署 麹町 納期等の区分 平成 30 1 25 ~ 8 25 3,240,000 83,400 平成 自 30 1 平成 至 30 6 支払分源象所得税 及び復興特別所得税 30 1 平成 日曜労務舎の 且戰爭当等 平成 税理士等の 平成 平成 同上の支払 確定年月日 平成 **宇末脚整による** 不足税額(04) 年末調整による 住所 (電話) 03 — 1 (所を地) 東京都千代田区霞が開3-×-> 1234 - 5678 B通税額(05) 本 税 83.400 氏名(6 耶) 株式会社 国税商事 延 滞 税 合計額 83.400 6 1 送付不要

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス 一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」 又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、 以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネッ トバンキングにログインします。

③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし「国 税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。



3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口 座を選択し、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリッ クすると、選択をした預貯金口座から指定した期日に振替 が行われ、納付が完了します。

すぐに納付する場合は、預金口座を選択した後、画面の「は い」をクリックすると、選択をした預貯金口座から振替が 行われ、即時に納付が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が 画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。

③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、 注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(納付金額等) を確認し納付手続を行います。

- ※1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に 電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければ ならないことがありますのでご注意ください。
 - 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」 がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残 高をご確認ください。
 - 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後「クレジットカード納付 完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。



源泉所得税及復興特別所得税

平成30年06日 カブシキガイシャコクゼイショウジ

預金種別

平成 年 月 日

普通預金

口座番号

申告区分

課税期間(至

納付金額

○ 国税銀行本店 ○ 国税信用金庫霞ヶ関支店

上記登録内容で、納付を行いますか。 納付

2 | き落とし口庫を以下の登録口座上り選択してください。

約付日を設定してください。 約付日は、原則として約期限までしか指定できません。 約付日は、休日、祝日及び12月29日~1月8日は指定できません

キャンセル

金融機関名